

## 町有施設煙突断熱材の石綿含有調査・分析結果について

### A. アスベスト定性・定量試験（JIS A1481-2：2016及びJIS A1481-3：2014による試験）

対象施設	調査箇所	調査結果
中央 公民館	煙突断熱材	アスベスト含有建材に該当。 (アモサイト22.6%含有)
役場庁舎	煙突断熱材	アスベスト含有建材に該当。 (クリソタイル2.0%・アモサイト4.9%含有)

### B. アスベスト気中濃度測定（位相差顕微鏡法）

R2.11.10 現地調査実施

施設名	調査箇所	採取時刻	気温 (°C)	湿度 (RH%)	採じん面 積A (cm <sup>2</sup> )	吸引空気 量Q (L)	計数視野数 n	繊維数 N (本)	石綿濃度 (F/L)	
									計算値	結果
中央 公民館	灰出口付近	11:27~ 13:27	26.5	13	9.62	1200	150	5.0	0.378	0.4
	煙突付近	11:20~ 13:20	5.7	41	9.62	1200	150	6.0	0.4536	0.5
役場庁舎	灰出口付近	10:55~ 12:55	18.7	19	9.62	1200	150	7.0	0.5292	0.5
	煙突付近	11:12~ 13:12	6.6	37	9.62	1200	150	6.5	0.4914	0.5

### C. アスベスト気中濃度経年変化

単位：(F/L)

施設名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	灰出口付近	煙突付近	灰出口付近	煙突付近	灰出口付近	煙突付近	灰出口付近	煙突付近
中央 公民館	0.2未満	0.2未満	0.3	0.8	0.2	0.2未満	0.4	0.5
役場庁舎	0.2未満	0.3	0.2未満	0.5	0.2未満	0.4	0.5	0.5

室内空気に対しては、アスベスト気中濃度の基準値・指針値等は設定されていないが、アスベストを取り扱う作業場等においては、下記に示すような基準値が設定されている。

- ① 石綿製品製造工場の敷地境界線における石綿粉じん濃度：10 F/L以下  
「大気汚染防止法施行規則」第16条の2  
(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号 最終改正 平成29年1月6日環境省令第1号)
- ② 石綿取扱い作業場における管理濃度：150 F/L以下  
「作業環境評価基準」  
(昭和63年9月1日労働省告示第79号 最終改正 平成28年11月30日厚生労働省告示第403号)
- ③ 石綿除去作業場における石綿漏洩監視の観点からの目安値：1 F/L以下  
「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(2014.6環境省 水・大気環境局大気環境課P.143)  
「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル2.10版」(平成29年3月厚生労働省 P.86)
- ④ 世界の都市部の一般環境大気中のアスベスト濃度：1~10F/L  
「環境保健クライテリアNo.53」1986年発行

※環境保健クライテリアとは、世界保健機構（WHO）、国際労働機関（ILO）及び国連環境計画（UNEP）が共同で実施している国際化学物質安全計画（IPCS）の活動のひとつで、化学物質等が人の健康や環境へ与える影響について専門家がまとめた評価書。  
その中で「世界の都市部の一般環境大気中のアスベスト濃度は、1~10F/L程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」とされている。